

# 障害者虐待と優生思想に抗する障害者福祉学の課題

～障害者虐待と「相模原障害者殺傷事件」からの問い～

Issues of welfare studies for persons with disabilities against  
Abuse of person with disabilities and Eugenic thought  
—Question from persons with disabilities abuse and “the case that persons  
with disabilities were killed in Sagamihara”—

結城 俊哉

YUKI Toshiya

## 要約

本研究では、障害者虐待の基本構造について「障害者虐待防止法」と「平成27年度障害者虐待状況調査報告」を手がかりとしながら、虐待問題の共通点とその実態を通して虐待防止の視点を提案した。さらに、障害者虐待の歴史的問題として存在してきた優生思想と「相模原障害者殺傷事件」の基盤と考えられている「人間が抱く悪意の本質とは何か」についての検討を試みたものである。

キーワード：障害者虐待防止法、優生思想、相模原障害者殺傷事件、人間の悪意、精神保健福祉法

## Abstract

In this research, the basic definition of abuse of persons with disabilities is based on the “Disability Abuse Prevention Law” and the “Disaster Abuse Status Survey Report”, conducted in 2015. Further detail will be given to this using research that shows the most common abuse problems and the actual state of abuse prevention in practice. Furthermore, this report examines eugenic thought on persons with disabilities, who were historically viewed as a problem. The essential nature of human malice, which is thought to have caused the mass killing of people with disabilities in Sagamihara, will also be explored.

**Key words:** Persons with Disabilities Abuse Prevention Law, eugenic thought, the case that disabled people were killed in Sagamihara, malice of man, Mental health welfare law

## はじめに

障害者虐待問題に向き合うことに不安と戸惑いを感じている自分が今ここにいる。なぜなら、2017年7月26日未明に神奈川県相模原市障害者施設で発生した「元職員（U容疑者）」<sup>(1)</sup>による、重度重複障害者19名が殺害されたという今でも信じがたい昨年の「事件報道」が筆者の心の中にフラッシュバックとして蘇るからである。

また、障害者虐待問題を取り扱うことは、2006年の国連『障害者の権利に関する条約』（以下、「**障害者権利条約**」）の第1条（目的）「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有<sup>(2)</sup>を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする」と明記されたことを踏まえ、さらに、第14条（身体的自由及び安全）、第15条（拷問又は残虐な非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由）、第16条（搾取、暴力及び虐待からの自由）を「障害者の権利」であるとして表明されていることを本稿の議論の前提としておきたい。さらに、我が国の『**障害者基本法**』（第4条：差別の禁止）「（第1項）何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することとその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と、『**日本国憲法**』（第13条：個人の尊重）「すべて国民は、個人として尊重される。……以下略」を基盤に置きながら、本稿の目的は、障害者虐待の基本構造の理解と虐待防止について考え、その悪夢のような現実を踏まえた障害者虐待問題と優生思想を手がかりとして「障害者福祉学」の本質を問うことにある。

## 1. 障害者虐待の基本構造の理解と視点

ここから、障害者虐待問題の理解と防止に必要な視点を考えるために、虐待関係の法律の歴史とその成立過程からその概要が掴めるようにその各条文の内容を手がかりに虐待問題の構造について検討してみたい<sup>(3)</sup>。

### 1. 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「**障害者虐待防止法**」）までの経緯の概要

「虐待」をめぐる日本の法律制度の動向について状況をみておこう。社会的弱者を虐待から守る為に、最初に登場したものが、2000（平成12）年の「児童虐待の防止に関する法律（以下、「**児童虐待防止法**」）」であり、その翌年、2001（平成13）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、**DV法**）がある。その後、2005（平成17）年「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「**高齢者虐待防止法**」）が成立した。

その約6年後、2011（平成23）年「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「**障害者虐待防止法**」）が成立し、翌2012（平成24）年10月から施行された。この法律も2006年の国連「**障害者権利条約**」の批准に向けた国内法及び制度の整備でもあった。その後、2013（平成25）年「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「**障害者差別解消法**」）の成立を受けて2014年1月に日本はようやく批准したのである。

このように「虐待防止」関連の法律的制度は、21世紀に入ってから整備され、社会的問題への対応策として認識・周知されるようになった。

## 2. 障害者虐待の定義と種類（類型）

次に、私たちが学ぶ「障害者福祉学」において極めて、重要な命題を含む「**障害者虐待防止法**」における虐待者の定義と虐待の種類（類型）について述べておきたい。

### 1) 【障害者を「虐待する者」の定義】（第2条を中心に）

障害者虐待防止法の「第2条2「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいう」と定義されている。（注：筆者アンダーライン）以上の内容についての補足的な説明として、第2条3において養護者とは、親や家族親族を含めた現に障害（児）者を養護する者である。後の第2条4に障害者福祉施設従事者は、障害（児）者を施設で養護することを仕事としているものであり、第2条5に使用者とは、障害者を雇用する事業主として事業経営担当者その他のその事業の労働者に関する事項について責任を持つ立場にある者である」と定義されている。

つまり、障害（児）者の虐待をめぐる問題の所在を考える意味で「養護者の支援等」の中に含まれる「虐待する立場の者」についてその位置づけを理解しておく必要がある。

### 2) 【障害者虐待の種類（類型）】（第2条6より）

障害者虐待の種類についても第2条（定義）の6（養護者）・7（施設従事者）・8（使用者）別に虐待の種類が示されている。ここでは、障害者虐待防止法によって共通している虐待行為とみなされる5類型について条文（虐待の種類）を引用し「虐待行為の内容」と「理解の視点」を確認しておきたい。

尚、使用するデータは、養護者（表1）、福祉施設従事者（表2）を参考とする。

表1 養護者による虐待行為の類型（複数回答）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
件数	993	65	505	256	409	2,228
構成割合	62.3%	4.1%	31.7%	16.1%	25.7%	—

（注：構成割合は、虐待判断事例件数1,593件に対するもの）

表2 障害者福祉施設従事者による虐待行為の類型（複数回答）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
件数	197	48	139	18	26	428
構成割合	58.1%	14.2%	41.0%	5.3%	7.7%	—

（注：構成割合は、虐待判断事例件数339件に対するもの）

（出典：虐待行為の類型の割合（%）は、『平成27年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書』（厚生労働省：平成28年12月報告）において養護者及び福祉施設従事者の障害者類型の虐待件数のデータ（表1・表2）を抜粋した。以下、『平成27年度虐待状況調査』）

①**身体的虐待**（暴力・身体拘束・行動性制限）：（定義）「障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は、正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」

⇒（理解の視点）

身体的虐待は、その割合をみても養護者（62.3%）でも障害者施設従事者（58.1%）でも、最も多い類型であった。ただし、障害者の中でも、強度な行動障害等による自傷・他害行為を引き起こすトラブルメーカー的存在として認知された障害当事者は、支援介入場面として家庭や福祉施設では極めて悩ましい問題を孕んでいる。障害者であっても自傷他害行為は、もちろん許される問題ではない。しかし、生命又は身体が危険にさらされる場合には、そのために必要な対処（コーピング）として、一時的、緊急避難的な意味での行動制限が行われた場合には、虐待とは異なる処遇対応として理解する必要がある。その際、行動制限の理由・原因・要因について探索的な聞き取りと説明・同意を得る努力による支援の可能性を探求し、他害（暴行による怪我や器物破損等）の問題行動は「司法」の問題に委ねる必要もある。しかし、支援者に求められることは、「基本的な人権意識」の感覚を摩耗させることなくより精度を磨きながら、自傷・他害等を伴う強度行動障害対策としての行動制限（移動の自由の制限）を伴う「身体拘束」は例え、本人と他者を養護・保護する意味であったとしても限りなく回避すべき行為であるという自覚を見失わないことが肝要である。

②**性的虐待**：（定義）「障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること」

⇒（理解の視点）

性的虐待は、虐待類型全体の割合からすれば少ないようには見える。しかし、「わいせつな行為」それ自体について知的障害者の場合は特に当事者本人自身が、どれだけそれが虐待的行為であると理解できているのか疑問が残る場合もある。そして、虐待状況調査によれば、家庭内における養護者による性的虐待問題（4.1%）は、表面化されにくく、施設職員による性的虐待は比較的高い割合（14.2%）を示している点は注目すべきである。これは施設が密室閉鎖的であればあるほど性的虐待のリスクが高く、このデータは氷山の一角だという捉え方をしておくべきかも知れない。

③**心理的虐待**：（定義）「障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」

⇒（理解の視点）

心理的虐待の割合は、養護者（31.7%）、施設従事者（41.0%）であり、身体的虐待に次いで高い割合を示している虐待類型である。つまり、心理的虐待は、心理的外傷を負わせる日常的に発生するリスクの高い虐待行為である。

障害者の人権を侵害する暴言とは「礼儀」を失した乱暴で無礼で無自覚な「障害当事者の障害

を笑いのネタにしたり、からかったり」する言動であることは理解できる。しかし、具体的には、どのような発言が暴言なのだろうか？自分を障害（児）者の立場において他人から言われたくない言葉をイメージしてみてもはどうだろうか。「差別的用語」として今日は報道メディア関係等での使用が控えられているが「めくら（＝視覚障害者）」・「つんぼ（＝聴覚障害者）」・「おし（＝聾啞者）」という用語が以前は日常的に存在していた。

しかし、ここで強く問題とすべき心理的虐待は、ある種の偏見に基づく差別的言動の表現であり、その言葉や行為を受けた障害者に心理的ダメージを与えることを意味している。例えば、「あなたのような子ども（障害児）を産まなければよかった」、「あんた！バカ、恥ずかしいから向こうへ行って！」、「障害者は、反応が鈍いから邪魔だよな」、「障害者は、社会のお荷物だから、人様に迷惑をかけない良い子にしていなさいね」というような、極めて偏見・差別、歪んだ認識・無理解に基づく言葉を投げ付けられることである。つまり、その際、差別的対応をされた場合、当事者はどのような感情（心的外傷）を抱くだろうか。正に、心理的虐待防止には、障害の有無に関わらず、他者の心情に対する共感力と想像力が求められている。

- ④「放棄・放置」虐待（無関心・無視：ネグレクト）：（定義）「障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人（他者）による虐待行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること」

⇒（理解の視点）

「放棄・放置（ネグレクト）」類型の割合は、養護者（16.1%）、施設従事者（5.3%）であり、他者の関与が容易な入所施設より孤立しがちな家庭での虐待が高い割合を示していた。具体的には、「ネグレクト（neglect）」<sup>(4)</sup>と呼ばれる虐待行為は、障害者の要望（ニーズ）に対応しないことである。例えば、定義にあるように、食事を与えないで衰弱させるとか、移動や排泄、入浴・着替え等の介助をしないで不潔なまま放置しておく、さらに障害者へのさまざまな虐待行為を知りつつ見て見ぬ振りをする。つまり無関心を装い、無視をすることである。

- ⑤「経済的虐待」：（定義）「障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること」

⇒（理解の視点）

例えば、障害者当事者の「障害年金」を家族が一方的に受取り管理して本人の為に使うことなく、養護者自身の生活資金や交遊費（ギャンブル等の遊び）に使い込んでいる場合等が正に、「経済的虐待」に該当する。

障害者虐待対応状況調査においても、虐待類型における経済的虐待は養護者（25.7%）、施設従事者（7.7%）で家庭における養護者による割合が高い結果が報告されている。その意味でも、障害者の介護を担っている家族や、障害者福祉施設における入所者の「障害年金等の金銭管理」の杜撰さが、職員の「使い込み事件」（経済的虐待）として問題となる。障害当事者の財産（預

貯金等の金銭や不動産も含めて)の不当な搾取の行為は、日本国憲法第29条(財産権)に抵触する不正行為であるという自覚と理解が求められている。

## II. 障害者虐待問題の共通点及び構造的理解と防止の視点

障害者虐待の障害(児)者への虐待が発生する【6つの共通点】とそれを踏まえた、【障害者虐待問題の構造的理解と防止の視点】について提案をしておきたい。

### 1. 6つの共通点

#### 1) 虐待は、閉鎖的密室空間の中で発生する。

障害者虐待の発生の場として家庭内及び施設などでは、多くの場合第三者(他者)の視野から隔離された、それも密室性を有している「居室」や「隔離室」のような極めて閉鎖的密室空間内で行われる場合が極めて多い。

#### 2) 被虐待(児)者の虐待状況への理解とSOS発信力の脆弱性。

例えば、施設で生活している障害者の場合などは、身体的及び知的障害、精神障害の各障害の程度によって、重度になればなるほど自分自身に行われている「行為」それ自体が人権侵害的な「虐待行為」であるという理解が持てない場合もある。

またその理解が持てたととしても、自らSOS(救助)信号を他者や相談機関に向けて発信することができないことが多いという障害及び環境による特徴がある。

尚、『平成27年度虐待状況調査』の「養護者による障害者虐待についての対応状況等」によれば、「虐待の相談・通報・届け出(複数回答:4,806件)」の内訳として、「警察(21.7%)」、「本人(21.3%)」、「施設・事業所の職員(17.6%)」、「相談支援専門員(14.7%)」、「当該市区町村行政職員(7.9%)」、「家族親族(6.3%)」等となっていた。一見すると、「(通報を受けた)警察から」が一番多いが、しかし、障害者支援と関わりが深い「施設・事業所の職員」と「相談支援専門員」を合計すると3割以上(32.3%)となり、障害者虐待の事実を知り得る立場の人達からの相談・通報・届け出が多いという現実を伺い知ることができる。そして、障害当事者本人(948人)の主たる障害の内訳をみると、「精神障害者(50.4%)」、「知的障害者(25.8%)」、「身体障害者(19.3%)」、「不明(2.4%)」、「発達障害(1.7%)」、「その他(0.4%)」、「難病者(0.3%)」となっていた。つまり、障害当事者からの相談の約5割は、「精神障害者」からの相談・通報等が多いという特徴がある。それは、コミュニケーション能力の高い精神障害者の場合、精神科病院の閉鎖病棟等での行動制限等を受けている場合であっても、電話・手紙等の通信の自由は、保障されることの反映として理解することができる。

#### 3) 虐待者には、「人権意識」や「職業倫理観」の欠如がみられる。

「障害を虐待者する人間は、初めから悪人なのか?」と自分に問いかけてみて欲しい。例えば、

何らかの障害をもって誕生する子どもは、一定の確率で存在する。近年は、「出生前胎児診断」の医療診断技術の進歩により授かったお腹の中の胎児に何らかの遺伝的障害の有無が高い確率で診断できる時代となっている。そこで、「障害児である可能性が高い」という「診断」を受けた妊婦とそのパートナーは、出産を「断念（中絶）」するのか、「産む」のかどうかの選択に悩むことになる。この問題は、不妊治療も含めての命題なのだが、「人権問題」につながる「生命の選別」が行われる局面が立ち現れることになる。

そして、障害者福祉施設従事者が、初めから「障害者」を虐待しようと考えて就労するとは考え難い。福祉従事者が、虐待者となるには、それなりの要因が必ず潜んでいる。そのための歯止めとして「専門職としての職業倫理」や「職場における従事者の倫理要綱」が掲げられており、そのスローガンだけでは、虐待を防止する抑止力に成り得ていない厳しい現実を理解しておくべきかも知れない。だからといって、福祉従事者が虐待をしても仕方がないとは考えるべきでない。虐待行為は許されるべきものでは断じてない。虐待は、「人権意識」と「職業倫理」の欠如と呼ぶべき行為だが、課題は如何にして自己の人間に対する倫理観として身に付けていくのかという「不断の努力」が問われている。

#### 4) 障害者への虐待は、援助者の心身ストレスの捌け口に成りやすい。

他者である障害のある人を援助（ケア）するという仕事の中に、生身の人間が担うことそれ自体が、心身ともに非常な負荷がかかる「シンドイ」仕事であるという自覚が必要だ。したがって、福祉の対象者と見なされる社会的弱者としての障害者は、虐待者にとって、ストレスの捌け口（ターゲット）に成り易い傾向がある。

#### 5) 虐待者の感情労働への無自覚さと肥大化したパターナリズムの罠。

虐待者は、対人援助（支援）の仕事は、「感情労働」であるという自覚に乏しい。24時間365日、日々の生活介助や介護を必要とする「障害者」と関わる場合に、目の前で様々な援助を必要とする障害（児）者と関わる中で、次第に「相手をコントロール（支配）したい」という「悪魔のささやき」的誘惑が生じることがある。対人援助は、その誘惑に負けた場合に生じる肥大化したパターナリズム（父権主義・温情主義）による万能感の罠に嵌まるという極めて危険な仕事であるという認識が欠かせない。

#### 6) 虐待問題等の隠蔽体質と虐待感知機能の低下（環境の無法地帯化）。

障害者虐待問題の現場に第三者が介入することがない場合、電話による通報で駆け付けた児童相談所のスタッフに対して、虐待者である親は、「自分の子どもに対して躰（しつけ）をしていただけなのに何が悪いのだ」と主張することがある。福祉施設や学校等でも頻繁にみられることだが、「虐待／いじめ」という事実は存在していなかった。「本人の勝手な思い違い（妄想）では無いのか」として切り捨てる「組織の隠蔽体質」により「環境の無法地帯化」が発生する危険性

がある。その場合は、次第にその場で働いているケアの担い手の「虐待感知機能の低下（＝感受性の麻痺）」が倍音的に生じてしまうのである。

## 2. 障害者虐待問題の構造的理解と虐待防止の視点

障害者虐待問題を構造的に理解する方法と防止の視点に関して「生活問題の構造的理解」<sup>(5)</sup>のアナロジー（analogy：類似）の観点から整理をした。また、本節で扱う虐待者及び被虐待者は、虐待調査報告データが多い「養護者（家族介護者等）」と「施設従事者」に限定し検討しておくことにした。（尚、以下で、引用する虐待状況調査データに関しては、「虐待の種類（類型）」と同様に『平成27年度 障害者虐待状況調査報告書』のデータを参照した。）

### 1) 障害者虐待の程度には、「複合的、同時多発的な傾向」がある。

「養護者（親を含む家族）」による障害者虐待（1,593件）は、多様性を帯びている。虐待の類型別（複数回答）には、「身体的（62.3%） + 性的（4.1%） + 心理的（31.7%） + 放棄・放置（ネグレクト）（16.1%） + 経済的（25.7%）」（複数回答）の合計割合では、「身体的」と「心理的」、「経済的」虐待が上位3位を占めているが総体として約140%（＝139.9%）という結果を示している。

さらに「施設従事者」による障害者虐待（339件）の「身体的（58.1%） + 性的（14.2%） + 心理的（41.2%） + 放棄・放置（ネグレクト）（5.3%） + 経済的（7.7%）」（複数回答）の合計割合は、「身体的」と「心理的」、「性的」虐待の割合が上位を占めているが、総体としては、約130%（＝126.3%）であった。

つまり、日常的に行われている虐待行為は、単独で限定的な虐待行為ではなく、複合的で同時多発的に虐待が行われているという傾向を読み取ることができる。尚、養護者（家族等）と福祉施設従事者との間での障害類型の違いがあるが、それは、介護している障害者の「障害の程度（軽度・中度・重度）」や生活環境、施設のマンパワー、施設ケアの可視化の可能性の問題とも絡む正に、複合的な課題がその背景に大きく横たわっていることを物語っている。

### 【障害者虐待防止の視点1】

簡単な解決策は無い。しかし、複合的で同時多発的傾向を持つ虐待を可視化する為に専門職としての支援者を含めた、養護者や施設従事者を「孤立させない支援ネットワーク環境作り」がコミュニティや施設内のチームを巻き込んで虐待防止策として構築される必要がある。

### 2) 障害者虐待における被虐待者には「障害種別による違い」が存在している。

『障害者白書』（平成28年度版）によれば、障害者の総数860.2万人であり、その内訳として、身体障害児・者（393.7万人）、知的障害児・者（74.1万人）、精神障害者392.4万人（平成23年度「生活のしづらさ調査」及び平成26年「患者調査」等から）で、国民のおよそ6.7%（約7%）が何らかの障害を有していると報告されている。したがって、各障害者の占める割合は、「身体障害（約46%）、精神障害（約45%）、知的障害（約9%）」という障害者構成の割合となっている。



また、「養護者（家庭介護者等）」から虐待を受けた障害者（1,615人：重複障害を含む為、複数回答）の障害種別割合には、知的障害（49.7%）、精神障害（33.1%）、身体障害（24.5%）、発達障害（1.2%）という調査結果が報告されている。さらに、「施設従事者」から虐待を受けた障害者（569名：重複障害を含む為、複数回答）の障害種別割合には、知的障害（83.3%）、身体障害（16.7%）、精神障害（8.8%）、発達障害（2.3%）と報告されていた。

つまり、障害種別全体の割合と比較しても、約1割（＝約9%）程度を占める「知的障害者」が被虐待者の約5割～8割を占めているという障害者虐待の現実は厳しく深刻な実態であると理解しておく必要がある。

### 【障害者虐待防止の視点2】

障害者の中でも「知的障害者」は、虐待を受けるリスクが高い事実が明らかとなった。さらに、知的障害に加えて精神障害・発達障害を重複している障害者の場合などは、さらに虐待を受けるリスクが高くなると考えておくべきで、保育所や福祉施設の通所・入所施設及び保健医療の関係者は、この点について日常的に注意を払うことを心がけておく必要がある。

### 3) 被虐待者の「虐待類型と障害支援区分の程度」に注目すべきである。

「養護者」から虐待を受けた被虐待者（1,615名）全体における性別割合は、男性4割（36.5%（590名））、女性6割（63.5%（1,025名））という結果を示している。男性よりも明らかに女性の障害者が虐待を受ける割合が高い。そして、性別にみた虐待行為の類型（複数回答）に関する性差による特徴として、男性は「経済的虐待」（32.5%）と「放棄・放置（ネグレクト）」（22.5%）が高く、女性は、「身体的虐待」（64.6%）と「性的虐待」（6.0%）の割合が高いという傾向が報告されていた。

「施設従事者」から虐待を受けた被虐待者（569名）の性別割合の報告は男性66.4%（378人）、女性33.6%（191人）であり、約7割が男性であり、約3割が女性であった。障害支援区分と行動障害の有無による傾向として、障害支援区分のある者が全体の7割（70.5%）でありその中でも「区分6（最重度）」が24.3%で最も多い割合を示した。さらに行動障害の有無でみた場合には、「行動障害のある者」が全体の約3割（28.8%）を占めていた。

つまり、施設内においては、男性の障害者で障害支援区分が最重度であり、さらに、何らかの行動障害を持つ障害者が「被虐待の高リスク対象群」であることが判明した。

### 【障害者虐待防止の視点3】

障害者虐待防止のためには、障害者虐待の基本構造の中に、「障害当事者の性別」による虐待類型の違いが存在しており、さらに、障害支援区分と行動障害の程度から「障害程度の軽重」や「行動障害の有無や程度」によって虐待を受けるリスクをどのように回避させることができるのか、支援者が虐待者に成らない為にも、施設組織・機関の支援体制としてマンパワー充実とスーパービジョン体制のあり方も含めて検討する必要がある。

#### 4) 障害者虐待の発生は、「相互的かつ重層的諸要因」の関数である。

障害者が、虐待者と「同居」している割合は約8割(79.8%)、「別居」は、約2割(17.3%)である。その中で、市区町村等の職員が関わる中で判断した「養護者」による虐待発生要因(被虐待者1,615人に対する構成割合/複数回答)は、「虐待する側(虐待者)」と「虐待される側(被虐待者)」及び「家庭環境」の虐待発生の要因と社会的状況を検討すると、「虐待者側」は、「本人の性格・人格(に基づく言動)」(42.2%)と「虐待と認識していない」(38.5%)、「介護疲れ」(19.3%)、「介護等に関する強い不安・悩み・介護ストレス」(15.3%)が4大要因であった。「被虐待者側」にも、「本人の性格・人格(に基づく言動)」(34.2%)と、障害の程度が重度であるために「介護や支援度の高さ」(21.8%)が2大要因であった。また、「家庭環境」では、「虐待発生までの(相互の)人間関係」(47.9%)、「経済的(困窮)問題」(21.7%)が2大要因となっている現実が報告されている。

さらに、虐待を行った施設職員については、「教育・知識・介護技術等に関する問題」(56.1%)、「性格や資質の問題」(51.2%)、「倫理観や理念の欠如」(43.9%)、「職員のストレスや感情コントロールの問題」(42.0%)が上位の4大要因となっていた。

以上の「虐待状況調査」の結果をみても、障害者虐待は、重層的な諸要因が代入された相互作用的「関数(f)」により虐待発生が導き出されていると読み取ることができる。

#### 【障害者虐待防止の視点4】

その意味で、虐待防止のための相互作用的「関数(f)」を解く単純な方程式は存在しない。しかし、地道に各個別の要因相互が抱える問題の比重の軽減・緩和・解消へ向けた継続的かつ多角的で同時進行的かつ現実的な対応策が求められている。

#### 5) 障害者虐待は、「可視化」が困難な状況で発生している。

障害者に限らず多くの虐待は、共通点として社会的に孤立した家庭の中、福祉施設等の居室という他者(外部の人間)の視野が届き難い「密室閉鎖的環境」の中で行われているという紛れもない事実がある。しかし、誰かが、何かの拍子に、虐待の場面を目にしたり、被虐待者の訴えを耳にしたりする可能性がある。『平成27年虐待状況調査』の「法に定める障害者虐待以外の障害者に対する障害者虐待についての相談・通報対応(269件)状況」の調査結果を手がかりに考えてみると、相談内容に該当する機関として、「医療機関(29.7%)」、「官公署(13.4%)」、「学校(7.1%)」、「その他(42.4%)」であった。

具体的には、身体的虐待等は、外傷・骨折を伴うため医療的処置が必要となり、医療機関に搬送されるケースが多くなる。虐待を受けた知的障害児の場合には、虐待者である親が、問診の際に「階段から転んで転落した」、「子どもがふざけて遊んでいて、高いところから飛び降りて骨折をした」、「子どもが、調理中にいたずらをして台所の鍋をひっくり返して、火傷した」等のそれらしい理由を述べる場合が非常に多い。小児科の医師・看護師等は、子どもの診察をしながら全身状態を丁寧に観察し不自然な痣(あざ)や外傷の痕跡等を見つけた場合に児童相談所等へ通報

する義務がある。

障害者虐待に限らず、障害児の場合も含めて児童虐待関係者との連携・共通認識の社会的広がりにより、児童相談所（全国208ヶ所）への相談対応件数は10万件（「平成27年度速報値」として103,260件：厚生労働省）であり、過去最多を記録していた。

#### 【障害者虐待防止の視点5】

以上のことから、市区町村による「障害者虐待防止センター」（法第32条）の設置と都道府県における「障害者権利養護センター」（法第36条）の役割とその重要性についての啓発活動が、障害者虐待の「可視化」への手がかりとなる。さらに、「障害者虐待を受けた障害者の自立の支援」（第41条）・「成年後見制度の利用促進」（第44条）等への支援のネットワークの充実が今後、確実に求められ、虐待防止のためには、社会福祉士をはじめとする他職種連携による多様な対人援助職の活躍が期待され、と同時にその責務が重要となってくる。

### Ⅲ. 優生思想と相模原障害者殺傷事件をめぐって

#### 1. 「優生思想」とは何か～優生学と障害者差別の歴史～

この「優生思想」の起源には「優生学」(eugenics) という学問がある。この優生学とは、1883年にイギリスのフランシス・ゴルトン<sup>(6)</sup>が提唱した科学的社会改良運動と称して、人類の遺伝的素質を向上させ、劣悪な遺伝的素質を排除することを目的とした学問であり、その優生学に基づく差別的な考え方を優生思想と呼ぶのである。

その意味で20世紀における「障害者差別の歴史」の扉を開けたならば、その先には優生思想による障害者に対する「差別的産児制限、強制断種、結婚の制限、遺伝子検査、人種隔離と人種絶滅政策等」の歴史的な人類の罪もしくは悪意と呼んでも良いかも知れない「語られない闇（暗部）」が佇んでいる。

その一例として、貧困時の日本においても、障害児が産まれた際には密かに水子（流産した胎児）として死産扱いにするなどが行われていた。

さらに、障害者差別の歴史上、戦後70年以上（第2次世界大戦中）を経た今日（2017年時点）においても、忘れてはならない衝撃的な歴史的事実がある。それは、優生学の信奉者であったアドルフ・ヒトラー率いるナチスドイツ時代において「価値無き生命の抹殺の容認」として「国の為に働けない者、戦力（兵士）として使えない存在」として精神障害者及び知的障害者を対象とした「障害者安楽死計画」に始まる障害者殺害（20万人以上）が行われていたという事実である。それは、「T4作戦」と呼ばれ、その後、ユダヤ人の人種絶滅を企てアウシュビッツ強制収容所などで実施されたホロコースト（holocaust：大量虐殺）のリハーサルだったという事実が浮かび上がって来る。

日本では、現行の「母体保護法」以前に優生学に基づく「国民優生法」（1940（昭和15）年）が制定され、終戦後、「優生保護法」（1948（昭和23）年）として改定された。その内容は、未だに優生思想の色彩が強い「不良な子孫<sup>(7)</sup>の出生の抑制を目的」として障害者に対して人口妊娠中

絶・不妊手術等の強制断種を許可したものであった。

しかし、その「優生保護法」の問題点を提起し法改正の契機（原動力）となったのは、「全国青い芝の会」や障害者の「自立生活運動（CIL：ヒューマン・ケア協会等）」の障害当事者達の運動から始まった。国際的な批判も受けた日本政府は、その後、「優生保護法」改正の際「優生学的思想に基づく遺伝性の病気、ハンセン病、精神障害等を理由とした不妊手術や中絶を認めた強制断種等の条文が全て削除され、優生手術が不妊手術と名称変更がなされ現行の「母体保護法」（1996（平成8）年）が成立したのである。

岩淵潤子（青山学院大学客員教授）は「障害者差別と闘う責任」<sup>(8)</sup>の新聞掲載記事において、「……それまでの優生保護法の名の下で施術の被害にあった人は8万4千人に及ぶという。国連女性差別撤廃委員会から日本政府に対し、不妊手術を強制された人への補償が勧告されたが、政府は『当時は適法』で『補償は困難』との立場だという。昨年7月の相模原市の障害者施設での殺傷事件を引き合いに出すまでもなく、根強い障害者への差別・偏見を本気で取り除いてゆくために、私たちは過去に起きたことを知り、向き合う必要がある。……（以下略）……」と述べている。

筆者は、この記事を読んだ瞬間、元ドイツ大統領のリヒャルト・フォン・ワイツゼッカー（戦後70年：2015年に94歳で逝去）が、第2次世界大戦終了40周年（1985年5月）に『荒野の40年』と題した議会演説の中の「過去に目を閉ざす者は、現在にも盲目になる。過去の罪を心に刻まなければ和解の道はない。……（中略）……我々は、若かろうが年をとっていようが、みな過去を受け入れなければならない」という有名なメッセージを思い出した。このメッセージは、戦時中、自国のナチスドイツが犯したユダヤ人に対するホロコーストなど過去の大罪をドイツの大統領として直視し、謝罪し、被害・損害を与えた国と世界に対して和解を真摯に希求した歴史的意義を持つ演説だと今日でも高く評価されているものである。

この岩淵やワイツゼッカーが述べているように、優生思想によってもたらされた、さまざまな歴史上の「罪（過ち）」も含めた上で、障害者への未だに根強い差別や偏見の問題を排除していくため、真剣に「障害者差別の歴史的事実」を知ること、そしてその過去の悲惨な現実と真正面に対峙しながらその「暗く重い歴史」を背負う勇気と覚悟が今を生きる私たちに問われている。

## 2. 「相模原障害者殺傷事件」が、私たちに意味するものとは何か

日本における障害者福祉学の歴史上、おそらく最も凄惨でかつ悲惨な事件として記憶され、語り伝えられることになるであろう、未だ過去形ではない現在進行形である「相模原障害者殺傷事件」（以下、**相模原事件**）が私たちに意味するものとは何かについて最後に検討してみたい。

これまでに、さまざまな立場や多様なメディア報道により本事件に関する見解が表明されている。しかし驚いたことは、犯人U青年（元職員・容疑者）に殺害された障害者19名の実名が報道されなかったことである。その理由について、警察側からは「家族が実名報道を望まなかったからである」という説明が報道されたが、筆者の中には今も何か極めて不思議な強い違和感を抱

いたままなのである。(尚、2017年7月末の追悼慰霊式典も位牌の無いものであった。)

なぜなら、『**障害者の権利条約**』(第17条：個人をそのままの状態<sup>1</sup>で保護すること)には、「すべての障害者は、他の者との平等を基礎として、その心身がそのままの状態<sup>2</sup>で尊重される権利を有する」と明記されている。まして、日本国民であるならば、障害者の有無を問わず、『**日本国憲法**』の第11条(基本的人権の享有)、第13条(個人の尊重)、第14条(国民の平等性)、第25条(生存権)等は全て保障されているものであると信じていた。しかし、殺害された人たちが、障害者でなければ実名は報道されていたはずだと思うのだが、なぜ、殺害された障害者の実名報道の可否について「家族の意向」を反映したのか。殺害された障害者も「人間として享有(=生まれながら有する)していたはずの人権」をどこかに消滅し、誰もそのことに触れたがらないような印象を受けたからかも知れない。

そして、今から「相模原事件」と呼ばれる重苦しい井戸の蓋を開けてその漆黒の闇の底に降りてみよう。

\* \* \*

この事件は、2016(平成28)年7月26日の深夜に発生した。

「相模原障害者殺傷」事件の犯人U青年(容疑者)の犯行動機を知る手がかりとして、彼が犯行前に衆議院議長宛に書いた手紙について論じた杉田俊介氏(批評家)の論考を少し長めだが引用<sup>(9)</sup>しておく。

……あなたたちとともに、手紙を熟読してみよう。植松青年は「私の目標は、重複障害者の方が家庭内での生活、及び社会的活動が極めて困難な場合、保護者の同意を得て安楽死できる世界です」と言った。そのための足がかりとして「私は、障害者総勢470名を抹殺することができます」と言った。そして、それが自分にとっての「革命」的な行為なのだ、とも宣言した。「今こそ革命を行い、全人類の為に必要不可欠である辛い決断をする時だと考えます。日本国が大きな第一歩を踏み出すのです」「理由は世界経済の活性化、本格的な第三次世界大戦を未然に防ぐことができるかも知れないと考えたからです」。

障害者を大量殺戮することは、「日本国と世界の為」と青年は、何度も言った。そしての今回の犯行が、「私が人類の為にできることを真剣に考えた答え」であると言った。……(中略)……よくあるグロテスクな妄想にすぎないと思える。だがそこには、障害者たちのみならず、どこか、世界の中全体に対する根深い悪意のようなものを感じられる。きれいごとでこの国の人々の鬱屈や不幸、不満を浄化できると思うな、まずは行動しろ、自らの手を血で染めろ、というような悪意が。「今回の革命で日本国が生まれ変わればと考えております」。

吐き気するような差別的な悪意。しかもテンプレートな悪意。そんな、植松青年の悪意がコピペされ、引用され、拡散されていく。……(以下略) [杉田(2016) p.115]

この犯人U青年(容疑者)が書いた手紙に対する杉田の論考の一部を読んで何を感じただろう

か。この「U青年」自身が、自ら影響を受けたという社会的及び政治的に影響を及ぼした「優生思想的な考え方」については既に述べた。

しかし、「相模原事件」のメタファーとして「井戸」を提示するならば、その井戸の底に淀む、杉田氏も述べている「根深い悪意。吐き気するような差別的な悪意。テンプレートな悪意」と表現されている犯人のU青年（容疑者）の障害者殺害という凶行（究極の虐待行為）に駆り立てた「悪意とは何か」について改めて「問い」を立て直してみたい。

筆者なりの見解を論じるならば、他人を憎しみ、殺意を含む危害を与えようとする気持ちの言動は「悪意（悪しき心）」であり、その反対語として、他人のことを愛おしく大切に思うこと、優しさ、親切心や好意に満ちた言動を「善意（善き心）」であると定義しておくことにする。

その意味から、「悪魔（デビル・デーモン・サタン：a devil / a demon / Satan）」に支配された人間が抱く気持ちは「悪意」であり、それに基づく行いは「悪魔的行為」であるとその意味を定めておきたい。

他者の「ライフ：Life（生命・生活（暮らし）・人生）」を扱う対人援助職者の実践現場である保健、医療、教育、福祉領域に対して、多くの人々は「善意」（性善説）が機能する「アリストテレス的な思考すべき場（トポス）」に他ならないと理解している。しかし、それは、本当に、確かなことなのだろうか。

悪意の元凶である「悪魔のささやき」は、人間の心の中に「善意」を装いながら塵のように、いつの間にか静かに降り積もってその覚醒を密かに待っているのかも知れない。医師・看護師・介護（介助）者・ヘルパー・ボランティア等の医療・福祉関係者や介護・保育する家族も含め、支援を要するクライアント（障害者・病人・子ども・高齢者等）の生活や生命の殺生与奪の権限（力：パワー）を握り「弱者」をコントロール（管理・支配）しようとする危険な援助者の心の中に、この悪魔による「善意」が宿っているものと理解した方が良いのかも知れない。

「これは、あなたの為なのよ。今は、辛くても我慢して専門家の私に全て任せておけば、大丈夫。決して悪いようにはしないから……」という台詞（セリフ）を頻繁に使う援助者は、極めて傲慢で危険な悪魔的存在である。なぜなら、クライアント個人の生きる主体性や自己決定権を剥奪しているという自覚がない点からも判断できるが、まさに、人（＝あなた）の為は、「偽り」という「悪意」に通じているからだ。

相模原事件の「犯人U青年」本人は自分の犯した行為は、「日本国と世界の為、人類の為である」と、何度も自らの行為の正当性を主張している。しかし、彼は、「優生思想」的な「悪魔」に取り憑かれ悪意に満ちた動機により計画的に殺害した重度障害者（19名）の存在を、「（彼らは）社会の重荷であり、生きるに値しない生命である」と見なした虐待行為に、筆者は「理解や共感」を全く感じるができない。

しかし、インターネットの世界では、「（積極的賛成はできないが）何となく、彼の気持ちもわかる気がする」として＜消極的承認＞をする意見や、「彼の所業は、許されない虐待行為でしかない」と＜完全否定＞する意見、さらに、「自分には解らない」と＜判断保留＞をする意見など

様々な見解がある。

確かに、インターネット上には、彼の悪魔的行為に共感を示す人々の存在を確認することができる。さらに、以前「人はなぜ人を殺してはいけないのですか?」という質問(愚問)が話題を呼んだことを思い出す。筆者ならば、即座に質問した若者に「君は、今ここで殺されたいのですか?」と問いかける。

今、改めてこの「相模事件」が意味する問いを考えると、人の「思想信条の自由は保障されるべきもの」だが、それを根拠にして「他者の生命を殺めて良いはずは断じてあり得ないことである」と述べておきたい。

犯行後、自首してきた「犯人U青年(容疑者)」は、精神鑑定により「自己愛性パーソナリティ障害」と鑑別判定(診断)(2017年2月)され、「刑事責任能力有り」と認められ、完全な責任能力があり殺人罪に問えるとの判断がなされた。

その意味から、彼には以前に「措置入院歴」(都道府県による強制入院/犯人のU青年は、不適切な措置入院であったことも後日明らかとなっている。)があった。そして、刑法39条「1.心神喪失者の行為は、罰しない。2.心神耗弱者の行為は、その刑を軽減する。」という条文は確かにある。しかし、彼の犯した罪の責任能力の有無については、先の精神鑑定から、責任能力ありとの鑑定結果も出ているとなると、それまでの言動から推察して彼を「罪の問えない危険な犯罪者を犯す自傷他害の恐れのある精神障害者」と規定し、「障害者殺傷事件の再発防止」の為にという論理構成で「措置入院制度の強化・見直し」を掲げて精神保健法改正を押し進める厚生労働省が提出した(2017年6月現在)「精神保健福祉法改正(案)」は、改正の為に立法根拠を既に喪失していることは明らかだ。

だが、その前提が崩れているに関わらず措置入院規定の改正を中心に措置入院患者の「退院後支援地域協議会」に警察の関与を認めているという意味で、「地域で生活する精神障害者を社会的に危険な存在とみなす今回の法改正は自分たちへの監視強化でしかない」と精神障害者当事者団体からは激しい批判を受けている。しかし、それにも関わらず、附則第10条に「5年後の修正」を変更して、「3年を目途として」見直し条項まで含め強引な法改正を進めようとすることは精神障害者に対する極めて恣意的な社会状況(環境)を形成する危険性のある法改正となることが危惧されていた。(尚、法改正は、国会閉会のため継続審議扱い。『福祉新聞:2017年6月26日版』)

さらに、今回の「相模原事件」の深層に潜む問題は、犯人U青年(容疑者)の心に潜む悪意について精神医学や心理分析レベルの観点からするならば「他者の存在を尊重(大切)にできない。自分だけが世界や国家に貢献できる(=支配欲の裏返し)」というサイコパスの人間が犯した犯罪行為であり「良心(善意)が欠如し、自分しか愛せない。」<sup>(10)</sup>存在であるとの理解だけでは、彼の抱えている「悪意」の問題に迫り得ないのでないかとも考える。筆者の見解だが、彼の犯した障害者虐待の極致である「相模原事件」は、障害者福祉学を学ぶ私達一人ひとりに対して「難問(アポリア:永遠に答えを追い求めるべき問い)」を突きつけている。

## おわりに：「難問（アポリア）」を抱えて僕たちはどう生きるのか

この「難問（アポリア）」と向き合うための手がかりを求めて筆者は、2017年1月、マーティン・スコセッシ監督による『サイレンス：沈黙』（原作：遠藤周作著（1966）『沈黙』新潮社：（1981）新潮文庫）が公開されたことを契機に原作を読んで、映画を鑑賞した。

物語の内容は、島原の乱以後、切支丹（キリシタン）弾圧が強まる日本に潜入したポルトガルの司祭（パードレ）であるセバスチャン・ロドリゴは、日本人の信徒たちに加えられる残忍な拷問や悲惨な殉教を遂げる姿を目撃する。そして次第に、この苦しむ信徒達を前に自分の中に湧き起こる「沈黙する神」の存在への疑念、背教（棄教）への誘惑に司祭として苦悩する。そして、物語の終盤において、長崎奉行（井上筑後守）に捕らわれた司祭ロドリゴの前に差し出された『踏絵』は、まさに新約聖書の「ゴルゴダの丘で磔刑として十字架の上で縛られ茨の冠をかぶったみにくい顔の基督（キリスト）の姿」であった。

司祭ロドリゴは、その『踏絵』を前にして「沈黙していた神」の声をその時初めて聴くのであった。

物語の顔末は、是非「原作」を読むか、「映画」を観て欲しいが、この『沈黙』の世界で描かれているテーマは、キリスト者信者であった遠藤周作自身が、「沈黙する神」の存在を問うことの本質の中に、日本人の切支丹信徒であるキチジロー（吉次郎）の存在がある。彼は、命じられれば『踏絵』を踏み、十字架にも唾をかけ、信徒の家族や村人たちを裏切り、最後は司祭ロドリゴさえも、新約聖書で描かれているキリストの弟子の十二使徒であるユダさながらに、長崎奉行に密告し売り渡す程の最低・最悪な「弱き人間」として描かれている。しかし何故か、最後まで司祭ロドリゴの後を追いかけて、泣きながら「告解（コンヒサン）」を続けるキチジローの「人間の弱さ・心の痛み・悲しみ」を通して「神の沈黙」の意味を問いかけて来る。

筆者は、遠藤周作著『沈黙』の主題（テーマ）である「人間の弱さ・心の痛み・悲しみ」を問いかける『踏み絵』の中で「沈黙する神」を前にして、信仰を体現すべき司祭（パードレ）ロドリゴの人間的な葛藤・苦悩の意味を思うと息苦しくなる。まさにそれと同様に、障害者に対して「優生思想」に触発され重度障害者は「社会の重荷であり、生きるに値しない生命である」と断定し、殺傷に及んだ「犯人U青年（容疑者）」に対峙しながら自己の中の「障害者観」が「問い、問われるべき難問（アポリア）」として自分自身に突き付けられているのだと思う。

なぜ、2016年7月26日未明にあのような惨劇が行われ19名にも及ぶ「尊い生命」が奪われてしまったのか。まさに、司祭ロドリゴ同様に、「神はなぜ沈黙していたのか」と激しく問い糾したくなる。そして、「相模原事件」が象徴する障害者虐待問題の暗く深い井戸の底に降りると見えてくる世界は、格差社会の容認、無関心さ、不寛容さ、私たちの心の中に潜む内面化された優生思想に根源をもつ、偏見と差別の「剥き出しのリアル」と今という時代を生きる自分を含めた障害者や社会的弱者の存在意義に応答する人間の「弱さ（無力）と強さ」・「邪悪さと善意としての愛」とは何かを問いたが難問（アポリア）が『踏絵』となって差し出されたのではないかと、筆者は、今も自問自答してしまうのである。



## 注

- (1) 犯人の名前は、既に各種のメディアで報道されているが、現段階では裁判での判決がおりていない容疑者のためイニシャルを用いることにした。
- (2) 権利・能力などを、人が生まれながらに身につけて持っていること。(参照：『大辞泉』小学館)
- (3) 『「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査報告書』が厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 地域生活支援推進室より各年毎に発行されている為、より細かな統計的調査データについては、調査報告書を参考にしていただきたい。
- (4) 語源としては「初16c：ラテン語neglectus（無視した）より。「neg-（……しない=not）+ -lect（集める）=集めない・拾わない」⇒「おろそかにする」(参照『ジーニアス英和大辞典』大修館書店)
- (5) 「生活問題の構造的理解の方法」については拙書（2016）『ケアのフォークロア』（2刷版）高菅出版の第3章第2節 pp.41-48を参照頂きたい。
- (6) F・ゴルトンは、『種の起原』の「生物進化論（自然淘汰あるいは適者生存の生物の漸次的進化）」で知られるC・ダーウィンの従兄弟である。
- (7) 例えば、障害児や遺伝性疾患をもつ子ども等を意味する。
- (8) 2017（平成29）年5月21日（日曜日）東京新聞（朝刊）掲載記事「新聞を読んで」より抜粋引用
- (9) 杉田俊介（2016）「優生は誰を殺すのか：相模原障害者殺傷事件について」、『現代思想10月号：緊急特集＝相模原障害者殺傷事件』青土社、p.115.
- (10) ロバート・D・ヘア（小林宏明 訳）（1995）『診断名 サイコパス』早川書房／マーサ・スタウト（木村博江 訳）（2012）『良心をもたない人たち』草思社文庫／遠藤周作（1984）『真昼の悪魔』新潮文庫

## 引用・参考文献一覧

- 遠藤周作（1960）『海と毒薬』新潮文庫
- 遠藤周作（1981）『沈黙』新潮文庫
- 遠藤周作（1984）『真昼の悪魔』新潮文庫
- フランツ・ルツィウス（山下公子 訳）（1991）『灰色のバスがやってきた』草思社
- 藤井克徳・池上洋道・石井満・井上英夫編（2016）『生きたかった：相模原障害者殺傷事件が問いかけるもの』大月書店
- 藤井克徳（2014）『私たち抜きに、私たちのことを決めないで：障害者権利条約の軌跡と本質』やどかり出版
- ヒュー・G・ギャラファー（長瀬 修 訳）（2017）『【新装版】ナチスドイツと障害者「安楽死計画」』現代書館
- カレン・J・シャフナー編（2014）『日本の優生学』九州大学出版会 栗原季佳・星加良司・岡原正幸（2017）『対立を乗り越える心の実践：障害者差別にどのように向き合うか？』大学出版部協会
- マーサ・スタウト（木村博江 訳）（2012）『良心をもたない人たち』草思社文庫
- 宗澤忠雄編著（2012）『障害者虐待：その理解と防止のために』中央法規出版
- 野沢和弘（2006）『なぜ人は虐待するのか：障害のある人の尊厳を守るために』Sプランニング
- ローバート・D・ヘア（小林宏明 訳）（1995）『診断名サイコパス：身近にひそむ異常人格者たち』早川書房

杉田俊介（2016）『現代思想10号 緊急特集＝相模原障害者殺傷事件』青土社

立岩真也・杉田俊介（2017）『相模原障害者殺傷事件：優生思想とヘイトクライム』青土社